

第 7 屋内貯蔵所

(屋内貯蔵所の基準)

第 7 屋内貯蔵所の基準は、次のとおりとする。

1 政令第 10 条第 1 項に規定する平家建の独立専用建築物の屋内貯蔵所

(1) 保安距離

政令第 10 条第 1 項第 1 号の規定による「保安距離」は、第 5(製造所の基準)・3((2)及び(3)を除く。)の例によること。＊

(2) 保有空地

政令第 10 条第 1 項第 2 号の規定による「保有空地」は、第 5(製造所の基準)・4・(1)、(5)(政令第 10 条第 1 項第 2 号ただし書の規定により、2 以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときにおいて、省令第 14 条の規定を適用する場合を除く。)及び(8)の例によること。＊

(3) 床の高さ等

政令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する「床を地盤面以上に設ける」とは、次によること。＊

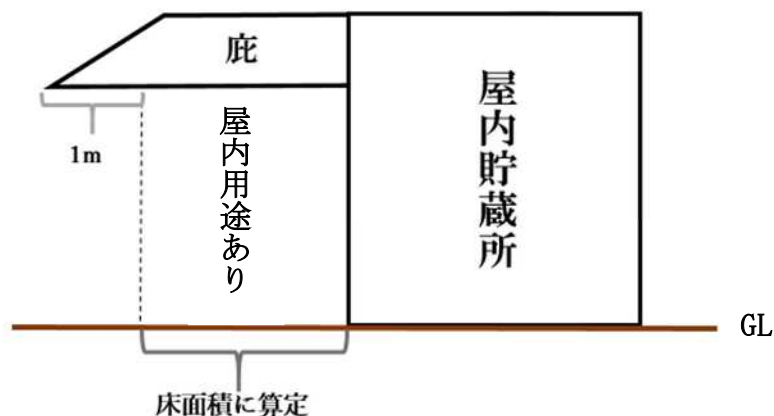
ア 地盤面より 5cm 以上の高さとすること。ただし、降雨時における滞水により浸水するおそれのある場合は、浸水するおそれのない高さとすること。＊

イ 貯蔵倉庫内で漏れた危険物が外部流出しないように床に排水溝を設置する、又は出入口のしきいを床より高くする等の措置を講ずること。＊

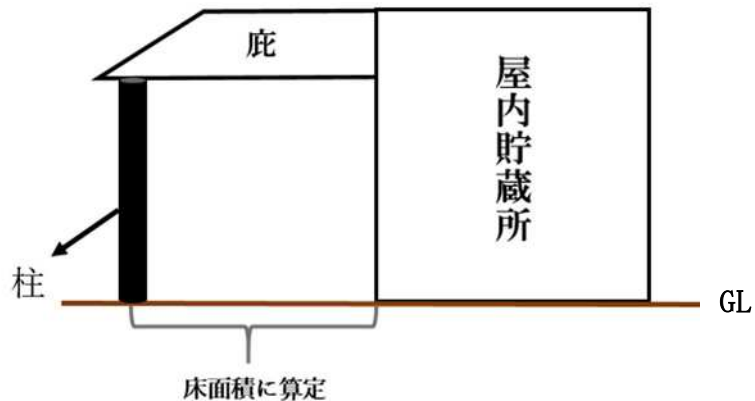
(4) 床面積

政令第 10 条第 1 項第 5 号に規定する「貯蔵倉庫の床面積」については、貯蔵倉庫に屋内用途（車両寄り付き、荷下ろし等）が発生する庇を設ける場合、その端から水平距離 1m 後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積に算定すること。

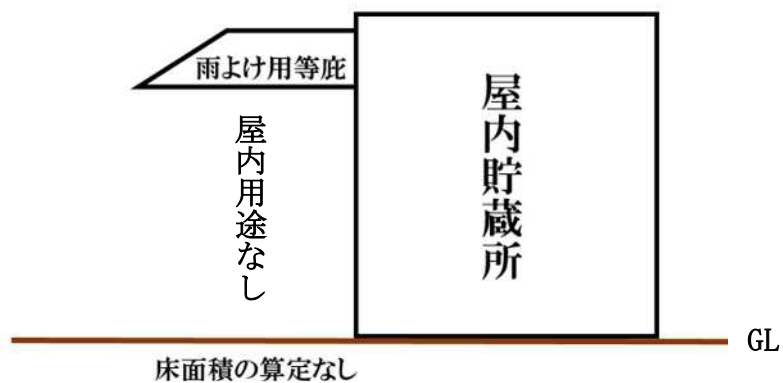
(ただし、後退した外壁からの水平距離は 1m 未満とすることはできない。)(第 7-1 図) また、庇部分が壁その他区画で囲まれている場合には、その部分を床面積として算定すること。(第 7-2 図) ＊



第 7-1 図 屋内用途が発生する庇を設ける場合



第 7-2 図 庇部分が壁その他区画で囲まれている場合



第 7-3 図 屋内用途が発生しない庇を設ける場合

(5) 延焼のおそれのある外壁

政令第 10 条第 1 項第 6 号に規定する「延焼のおそれのある外壁」とは、第 5(製造所の基準)・5 の例によること。

(6) 貯蔵倉庫の隔壁

類を異にする危険物を同一棟の貯蔵倉庫で貯蔵するため、室を区画する場合の隔壁は耐火構造とすること。(政令第 26 条第 1 項第 1 号の 2 参照) *

(7) 出入口 (ハンガー吊り下げ式)

政令第 10 条第 1 項第 8 号に規定する「出入口」に、ハンガー吊り下げ式の出入口を設ける場合は、次によること。(第 7-4 図) *

ア 当該出入口の大きさは、必要最小限とすること。*

イ 当該出入口下部レールへのガイド板の埋め込み深さは 30mm 以上とすること。*

ウ 当該出入口下部レールについては、雨水が滞留しない構造とすること。*

エ ガイド板の材質はステンレス等とし、雨水による腐食防止措置を講ずること。

*

第7 屋内貯蔵所

オ 当該出入口上部レールについては、開閉時に火花の生じない措置を講ずること。

ただし、引火点が70℃以上の危険物のみを貯蔵する場合にあってはこの限りでない。＊

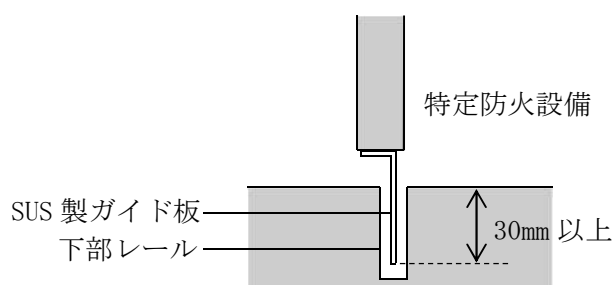
カ 一辺の面の壁全面をハンガー吊り下げ式の出入口とする場合には、前記アからオによるほか、以下の措置を講ずること。＊

(ア) 出入口は特定防火設備とすること。＊

(イ) 戸袋部分を設けることとし、当該部分には壁を設けること。＊

(ウ) 壁全面をハンガー吊り下げ式の出入口とできるのは、屋内貯蔵所の周囲4面のうち、2面までとする。

なお、この場合、2面を同時に開放しないよう管理すること。＊



第7-4 図 ハンガー吊り下げ式の出入口の設置例

(7)の2 出入口（電動シャッター）

政令第10条第1項第8号、省令第16条の2の3第2項第4号及び第16条の2の4第2項第4号に規定する「随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備」としてシャッターを用いる場合は、事前に予防部規制課長と協議すること。

(8) 貯蔵倉庫内の架台 [H1.7.26 元消導第97号の2、H8.11.26 8消導第174号の2]

政令第10条第1項第11号の2に規定する「架台」の構造及び設備の詳細は、次によること。

ア 省令第16条の2の2第1項第2号に規定する架台の耐震構造は、別記7「屋内貯蔵所の架台の耐震構造に関する基準」によること。

イ 省令第16条の2の2第1項第3号に規定する「容器が容易に落下しない措置」とは、次のいずれか又は全部によること。

(ア) 容器を荷崩れ防止バンドで結束すること。

(イ) 柵付きパレット(かご状)で貯蔵する等(柵付きパレットで貯蔵する場合は、架台にパレット落下防止具、移動防止具等を取り付けること。)により一体化を図ること。

(ウ) 架台の開口部に容器の落下防止に有効な柵、網等を取り付けること。

なお、バンド、柵、網等にあっては、可能な限り不燃材料を用いること。

また、架台を用いず、床面に直接積み重ねて貯蔵する場合であっても、容器を荷崩れ防止バンドで結束する等により一体化を図ること。

(9) 採光設備等

政令第 10 条第 1 項第 12 号に規定する「採光、照明設備」は、第 5(製造所の基準)・7 の例によること。

(10) 換気設備及び可燃性蒸気排出設備

政令第 10 条第 1 項第 12 号に規定する「換気の設備及び可燃性の蒸気を屋根上に排出する設備」は、別記 3「換気・排出設備の基準」によること。

(11) 電気設備

政令第 10 条第 1 項第 13 号に規定する「電気設備」は、第 5(製造所の基準)・13 の例によること。

(12) 避雷設備

政令第 10 条第 1 項第 14 号に規定する「避雷設備」は、第 5(製造所の基準)・15 の例によること。

(13) セルロイド等の貯蔵倉庫

政令第 10 条第 1 項第 15 号に規定する「当該危険物の発火する温度に達しない温度に保つ構造とし、又は通風装置、冷房装置等の設備」とは、貯蔵倉庫内の温度をおおむね 30℃以下に保つことのできる構造又は設備をいう。＊

2 政令第 10 条第 2 項に規定する平家建以外の独立専用建築物の屋内貯蔵所

前記 1・(1)から(6)及び(8)から(12)の例によること。

3 政令第 10 条第 3 項に規定する建築物内に設ける屋内貯蔵所

前記 1・(3)、(6)及び(8)から(13)の例によるほか、次によること。

加えて、避雷設備においては、第 6(一般取扱所の基準)・3・(2)の例によること。

(1) 同一棟内の屋内貯蔵所 [H1.7.26 元消導第 97 号の 2]

政令第 10 条第 3 項に規定する「建築物内に設ける屋内貯蔵所の設置」については、同一の階において、隣接しないで設ける場合にあっては 2 以上設置することができる。(第 7-5 図)

部屋①	部屋②
廊 下	
部屋③	屋内貯蔵所
部屋④	部屋⑤

部屋③、④、⑤は屋内貯蔵所に隣接しているため、屋内貯蔵所を設けることができない。

第 7-5 図 部分設置の屋内貯蔵所の位置 (平面図) ＊

第7 屋内貯蔵所

(2) 建築物 [H1.7.26 元消導第97号の2]

政令第10条第3項第1号に規定する「壁、柱、床及びはりが耐火構造である建築物」とは、設置階のみならず建築物のすべての壁、柱、床及びはりが耐火構造であるものをいう。

(3) 床及び壁 [H2.11.18 2 消導第166号の2]

政令第10条第3項第4号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」の壁については、第6（一般取扱所の基準）・4柱書きの例によること。

(4) 出入口 [H1.7.26 元消導第97号の2]

政令第10条第3項第5号に規定する「出入口」は、必ずしも屋外に面していなくてもよいものであること。

4 政令第10条第4項に規定する特定屋内貯蔵所

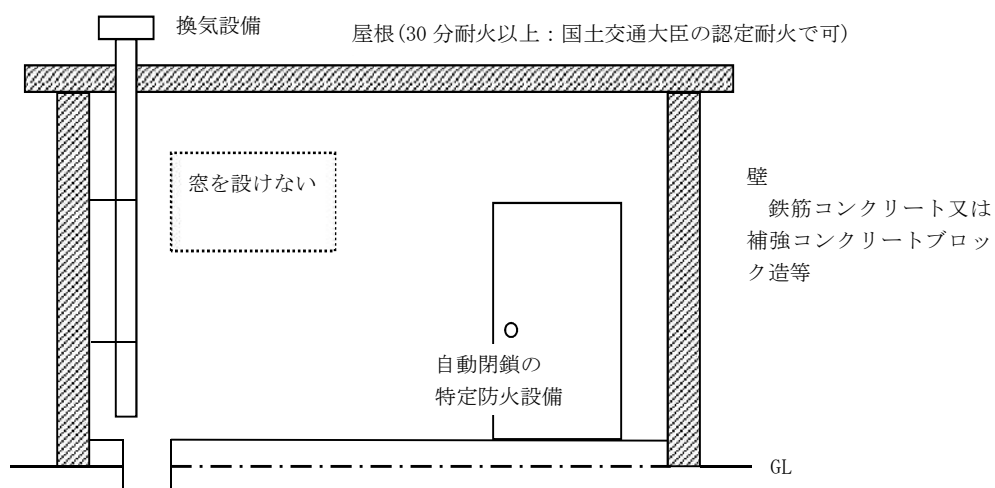
前記1・(2)から(4)、(6)及び(8)から(13)の例によるほか、次によること。(第7-6図) *

(1) 壁

省令第16条の2の3第2項第3号に規定する「壁」は、鉄筋コンクリート又は補強コンクリートブロック造、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル（ALC）で厚さ7.5cm以上のもの等、容易に破壊しない構造とすること。*

(2) 出入口

省令第16条の2の3第2項第4号に規定する「出入口」は、隣地に面しないように設けること。*



第7-6図 特定屋内貯蔵所の例

5 政令第 10 条第 6 項に規定する蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所

省令第 16 条の 2 の 8 に規定する屋内貯蔵所は、前記 1・(8)・ア及び省令の規定の例によるほか次によること。

(1) 床の高さ

省令第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 1 号に規定する「床を地盤面以上に設ける」とは、1 階においては前記 1・(3)・アの例によること。

(2) 包装又は梱包材

省令第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号に規定する「水が浸透する素材」は、段ボール箱等とすること。[R6. 1. 12 5 消規第 221 号]

(3) パレットの材質

省令第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号ロ及びハに規定するパレットは、その材質を樹脂製以外のものとする。[R6. 1. 12 5 消規第 221 号]

(4) 消火設備

省令第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 6 号に規定する、同第 35 条の 2 第 3 項に定める消火設備にあつては、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について」[R6. 1. 12 5 消規第 221 号] 2 によること。

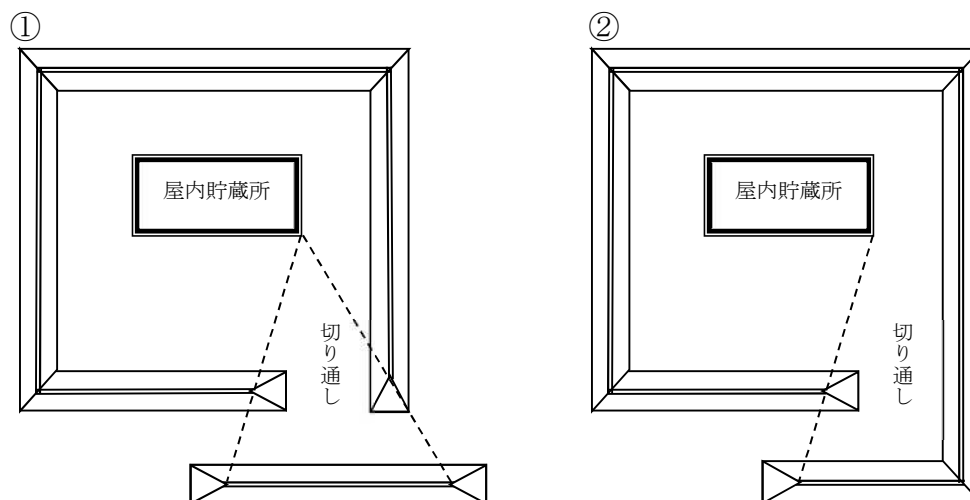
6 政令第 10 条第 7 項に規定する指定過酸化物等の屋内貯蔵所

前記 1 から 4 の例によるほか、次によること。＊

(1) 塀又は土盛り

省令第 16 条の 4 第 4 項に規定する「塀又は土盛り」は、次のア及びイによること。＊

ア 塀又は土盛りに切通し出入口を設ける場合は、第 7-7 図の例によること。＊



第 7-7 図 土盛りに設ける切通しの出入口(①又は②)

第7 屋内貯蔵所

イ 貯蔵倉庫を2以上隣接して設けることにより、相互間に設ける塀又は土盛りを相互に共用する場合は、当該塀又は土盛りには通路その他出入口を設けないこと。

＊

(2) 出入口

省令第16条の4第5項第4号に規定する「貯蔵倉庫の出入口」は、塀又は土盛りに設ける出入口その他周囲の状況により、耐爆性能に影響のない側に設けてあること。＊

(3) 温度制御装置 [H14.4.9 14 消導第77号の2]

省令第16条の7に規定する「温度の上昇による危険な反応を防止するための措置」として設置する温度制御装置は、次によること。＊

ア 温度制御装置は、換気整備又は排出設備の機能と兼ねたものとできること。＊

イ 制御する温度の目標として、貯蔵し、又は取り扱われるヒドロキシルアミン等の熱分析試験より求められる発熱開始温度を参考とすること。＊

7 危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所に貯蔵する場合の運用は、別記8「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準」によること。